

新宿区教育委員会会議録

平成29年第1回定例会

平成29年1月6日

新宿区教育委員会

平成29年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年1月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時33分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 田 史 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	大 友 文 敬
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第1号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正について

日程第2 第2号議案 学校選択制度の見直し方針（案）に対するパブリック・コメント
の実施について

報 告

1 平成28年度第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

(次長)

2 就学援助入学学用品費（中学校入学準備）の前倒し支給について（学校運営課長）

3 新宿区立図書館の臨時休館日について（中央図書館長）

4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第1回定例会を開会をさせていただきます。年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議には、現在、菊池委員がお見えでございませぬけれども、後ほどお見えになると伺っています。

現時点においても、定足数は満たしております。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○古笛委員 よろしく申し上げます。

◎ 議席の確認

○教育長 議事に入る前に、平成28年12月17日付で教育長職務代理者として菊池委員を指名いたしましたので、ここで、皆様の座席を確認したいと思います。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることとなっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

◎ 第1号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正について

◎ 第2号議案 学校選択制度の見直し方針（案）に対するパブリック・コメントの実施について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正について」、「日程第2 第2号議案 学校選択制度の見直し方針（案）に対するパブリック・コメントの実施について」を議題といたします。

第1号議案及び第2号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案でございます。第1回教育委員会定例会議案概要を御覧ください。

新宿区立学校設置条例の一部改正についてでございます。

新宿区立愛日小学校の位置を変更するものでございます。愛日小学校につきましては、新

校舎の建設工事を実施するため、平成26年8月から都立市ヶ谷商業高等学校跡を仮校舎としておりましたが、新宿区立学校設置条例においても、愛日小学校の位置を新宿区北町26番地から、都立市ヶ谷商業高等学校跡の新宿区矢来町6番地としていたものでございます。このたび、新校舎の建設工事が予定どおり進んでおりまして、平成29年4月1日に新校舎に移転できる見込みであることから、設置位置の条例改正を提案するものでございます。

改正内容は、学校設置条例別表のうち、愛日小学校の位置を東京都新宿区矢来町6番地から、東京都新宿区北町26番地に変更するものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、第1号議案の新旧対照表を御覧ください。右側に現行、左側に改正案でございます。先ほど御説明いたしました位置の変更について記載してございます。

それでは、第1号議案の提案理由でございます。

新宿区立愛日小学校の位置を変更する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

それでは、次に、第2号議案でございます。

第2号議案を御覧ください。学校選択制度の見直し方針（案）の決定及びパブリック・コメントの実施についてでございます。

学校選択制度は、特色ある教育活動及び開かれた教育活動を推進することを目的に、平成16年度より導入いたしました。制度導入後12年が経過し、未就学児の増加傾向や、子どもの安全・安心への配慮の高まり、また、地域との連携による学校づくりの推進強化の重要性など新たな課題が生じ、時代に対応した教育環境を整備するために制度を再考する必要性が生じたことから、新宿区学校選択制度検討協議会を設置し、「学校選択制度に関する事項」について諮問を行い、平成28年11月15日に同協議会から教育長宛て答申を受けたところでございます。

この答申を踏まえまして、教育委員会として検討し、学校選択制度の見直し方針（案）を作成するとともに、パブリック・コメント等を実施し、広く区民からの意見を求めるものでございます。

学校選択制度の見直し方針（案）につきましては、1に記載してあるとおり、（1）小学校の学校選択制度は「廃止」する。（2）中学校の学校選択制度は「維持」する。ただし、中学校の学校選択制度について、今後の新入学生徒数や人口動態、また社会状況等の変動があった場合には、見直しを行う。（3）見直し方針については、平成30年度の区立小・中学

校の入学に反映するものとなっております。

また、2、指定校変更制度の運用、3、パブリック・コメントの実施、4、地域説明会の実施、また、詳細については学校運営課長から説明をいたします。

○学校運営課長 1番の学校選択制度の見直し方針（案）につきましては、ただいま教育調整課長より説明があったとおりでございます。

2番目の指定校変更制度の運用でございます。学校選択制度検討協議会の答申の内容といたしましては、小・中学校それぞれの後段に「指定校変更制度」の申請時期や要件の一部を見直し、十分な周知を行っていく旨の記載がございます。指定校変更制度につきましては、専門的・技術的要素もありまして、今後十分な検討をしていく必要があることから、今回のパブリック・コメントの対象となる見直し方針（案）とは別立てとしたところでございます。

内容につきましては、指定校変更制度について、答申の趣旨を踏まえて、平成30年度の区立小・中学校の入学に向けて、申請時期や要件を検討するとともに、十分な周知を行っていくこととしたものでございます。

具体的には、今回の新たな学校選択制度のあり方、趣旨を踏まえて、よりふさわしい指定校変更制度の運用を検討し、学校案内冊子を通じた個別周知とホームページ等での一斉周知を行っていくこととなります。

3番といたしましてパブリック・コメントの実施でございます。

まず、実施期間といたしましては、1月15日から2月15日までの1カ月間とし、周知・受付方法は、1月15日号の「広報しんじゅく」及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファクス、電子メール及び窓口持参で受付をするものでございます。

それから（3）の実施案内及び意見用紙でございますが、別添1を御覧ください。

ここにごございます「学校選択制度の見直し方針」（案）に関するパブリック・コメントと、新宿区パブリック・コメント意見用紙、また、資料1の学校選択制度に関することについての答申と、資料2として、新宿区学校選択制度検討協議会報告書も参考としていただく予定でございます。

3にお戻りいただきまして、（4）の閲覧及び配布場所といたしましては、教育調整課、学校運営課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館等々、ここに記載のところを予定してございます。

最後に、4番でございます。地域説明会の実施でございますけれども、別添2の地域説明会の実施日程等一覧を御覧いただけますでしょうか。

区内10カ所の地域センターにおきまして、午前4回、夜の6回を開催する予定としてございます。午前と夜のバランスにつきましては、おおむね地域ごとに極力均等に配分してございます。各会場とも、託児や手話通訳などの手配もしておりまして、区民の皆様に広く参加していただきやすい環境に配慮してございます。

以上、簡単でございますけれども、今回の議案の説明でございます。

○**教育調整課長** それでは、最後に第2号議案の提案理由でございます。

学校選択制度の見直しに向け、見直し方針案を策定するとともにパブリック・コメントを実施する必要があるためでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、説明は終わりました。

まず、第1号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。もとの場所に戻るといふ条例改正ですけれども、よろしゅうございましょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 御意見、御質問がないようでございますので、討論、質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** ありがとうございます。第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

学校選択制度の見直しの方針（案）の決定とパブリック・コメントを実施するという2つの内容からなるものでございますけれども、いかがでしょうか。

○**今野委員** 内容的にはこの場でも随分議論をして、そして検討協議会のほうでも丁寧に議論を尽くしていただいておりますので、案として適当な案ができたなと思っております。

それで、これからパブリック・コメントを行うわけですけれども、実施の方法や期間、意見の求め方などについては、こうした実施の仕方が一般的なのでしょうか。特別に期間が短いなどといったことはありませんでしょうか。

○**学校運営課長** パブリック・コメントにつきましては、大体1カ月の期間を設けます。意見聴取の方法についても、標準的なものでございます。

○**教育長** 何か工夫をした点などはありますか。

○**学校運営課長** 工夫した点としては、地域説明会は、当初10カ所の地域センターで夜だけ実施と考えてございましたが、特に就学前のお子さんの保護者の方々は、なかなか夜の説明会

に出にくいという実情もあるかと思いましたが、昼と夜の開催についてできるだけ地域バランスを考えて説明会の実施日程を設定させていただきました。もう一つは託児等、あわせて手話通訳なども手配しております。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、御質問等なければ、討論、質疑を終了いたします。

第2号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第2号議案は、原案のとおり決定させていただきます。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成28年度第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告 2 就学援助入学学用品費（中学校入学準備）の前倒し支給について

◆ 報告 3 新宿区立図書館の臨時休館日について

○教育長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3までについて説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告1、平成28年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、私のほうから御説明をさせていただきます。

お手元の報告資料1を御覧いただければと思います。

11月に開催されました第4回新宿区議会定例会においては、社民党新宿区議団以外の各会派、それから各会派に属する議員から代表質問、あるいは一般質問というような形で質問のほうを頂戴し、それに対してお答えをさせていただいたというところでございます。

1枚目、新宿区議会公明党からでございます。

代表質問では、新宿区の教育の喫緊の課題についてということで、2つの点から御質問を頂戴してございます。

(1) のところ、11月に福島から横浜に避難していた中学1年生の男子生徒がいじめを受けていたということが大きく報道されました。そのことを受ける形で、こうした報道であっ

た問題について、新宿区の教育委員会としては、どのような具体策を考えているのかという点。それから（２）として、総合教育会議で子どもの貧困がテーマの一つとなっている。区長、教育委員会との間で議論が交わされていると伺っているが、財政負担をそれほど伴わずに、かつ費用対効果が期待できる方法として、就学援助について、中学１年生の入学学用品支給を小学校６年生の３月に前倒しができないだろうかという点から、御質問を頂戴してございます。

この（２）の部分については、後ほどまた報告２のところで触れさせていただきたいと考えてございます。こうした中で、答弁でございます。

（１）のところでは、福島から11月の段階で新宿に避難している小学生については11名、中学生は４名が在籍している。いじめによる長期欠席者がいないことを確認済みである。また、児童・生徒に対するいじめやトラブル等の報告はないが、よりきめ細やかな子どもの状況把握に努めるように、改めて指導しているという点でお答えしてございます。

それから、（２）就学援助の部分です。前倒しで実施していく方向で積極的に検討を進めていくということで、お答えをさせていただいたところでございます。

２ページにお進みいただければと思います。

一般質問として、公明党からは、学校の防災教育についてということで、小学校、中学校それぞれの取り組みについて質問を頂戴し、こちらに記載の内容で答弁をいたしました。

３ページにお進みいただければと思います。

日本共産党新宿区議会議員団からでございます。

子どもの貧困対策についてということで、スクールソーシャルワーカーの配置状況について、23区を調査したところ、ほとんどの区が子どもや家庭にアウトリーチをすることを基本に運用されているが、他区の事例等々を含めて、教育委員会ではどのように調査・検討しているのか。

あるいは、新宿区のスクールソーシャルワーカーもアウトリーチで取り組み、訪問の目標を掲げ、年次計画をもって増員すべき。需要の多い地域にはモデル地区を設定して、アウトリーチの拡大に取り組んではいかがかという点で御質問を頂戴しているところでございます。

これに対する答弁としては、４区のスクールソーシャルワーカーの運用状況について調査を行っており、４区のうち３区が新宿区と同様に校内体制構築の支援や関係機関との連絡調整を基本とした運用をしているという点を調査で確認していると回答してございます。

また、家庭環境などの事情が複雑・多様化する中で、個々の事例に適切に対応していくに

は、スクールソーシャルワーカーが訪問するよりも、既存の仕組み、ネットワークを最大限に活用して、それぞれの専門家が連携しながらかわることが有効な対応策であるということで、回答をしているところでございます。

また、3番、民進党・無所属クラブでございます。

新宿区の公共施設等総合管理計画の素案の具体的な内容についてというような点、また、一般質問では、アクティブ・ラーニングについてという点で質問を頂戴してございます。

5ページにお進みいただければと思います。

新宿区民の会です。

他区と連携した施策展開についてということで、中央図書館を例にとりながらということで、御質問のほうを頂戴してございます。

6ページにお進みいただければと思います。

自由民主党・無所属クラブからの質問になります。

家庭系の食品廃棄への消費者としての取り組みについてという点。それから一般質問では、次期学習指導要領の改訂についてということで、8項目にわたってさまざまな切り口から御質問を頂戴したところでございます。

答弁については、7ページから8ページのところ、記載のとおりでございます。

9ページにお進みいただければと思います。

スタートアップ新宿からの質問になります。こちらからは、地域活動・PTA活動についてということで、御質問を頂戴したところでございます。

以上、簡単でございますけれども、こうした点について第4回定例会で質問があり、また、答弁のほうをさせていただきましたので、この場で報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○**学校運営課長** 報告2の就学援助新入学学用品費（中学校入学準備）の前倒し支給について、御報告申し上げます。

ここにごございますように、就学援助は御存じのように、経済的な事由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して援助することにより、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るというものでございます。当該年度における住民税の所得状況に応じて認定作業を行った後、例年7月中旬に支給を行っているものでございます。

支給品目のうち、新入学学用品につきまして、特に中学生におきましては制服等の準備に相当の金額を要し、入学前に支給できないかと、そういった声も保護者から従来から上がっ

てございました。また、今年度の総合教育会議におきまして、子どもの貧困への対応のテーマの一つとして議論が重ねられておりました。こうした状況と他区市の状況も踏まえた中で、速やかに対応できる方策を研究してきたところでございます。

そうした中で、就学援助の趣旨・目的並びに子どもの貧困問題を考慮した中で、機動的な対応を行う方策といたしまして、所得の判定の基準を前年度とすることにより、中学校新入学学用品費の支給につきまして、小学校6年生の3月に支給をすることができると判断いたしました。

以上を踏まえまして、平成29年度4月入学に向けて前倒し支給を行っていくものでございます。

対象者につきましては、新宿区内に住所を有する者で準要保護認定者で小学校6年生。現在のところ、対象見込み数は273名です。時期につきましては、平成29年3月でございます。保護者への周知につきましては、各対象者に3月下旬に個別に支給通知を送付いたしまして、さらに4月中旬にも「口座に入金されていることを確認されましたか」との趣旨の手紙を送付する予定でございます。また、「広報しんじゅく」3月5日号に掲載し周知する予定でございます。

なお、対象者につきましては、年度あるいは転入学当初に就学援助の申請書を提出していただいておりますので、要件に合致した方に対して支給することから、今回の前倒し支給について、特段の手続は不要でございます。

なお、前倒し支給に要する経費等につきましては、当該年度の小学校費にて対応する予定でございます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

○中央図書館長 それでは、報告の3点目でございます。新宿区立図書館の臨時休館日について御報告いたします。

平成29年度に新宿区立図書館の図書館情報システムの更新、それから西落合図書館の空調の更新工事が予定されてございます。これに伴いまして、連続的に休館日を下記のように設定したいということでございます。

まず、1点目の図書館情報システムの更新でございます。

現在、図書館情報システムを全区立図書館で運用してございますが、これを停止して新システムに移行するために、連続的に全館を休館する必要がございます。このため、利用者へ

の影響とシステム更新の業務量を考慮いたしまして、年末年始の6日間の休館日の前後に休館日を設定して更新作業を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、別紙を御覧ください。

2枚目に作業日程を記載してございます。平成29年12月26日からOPAC、これは検索システムでございますが、こちらを停止いたしまして、27日から記載の作業を行ってまいります。

29日から1月3日にかけては、年末年始の休館ですが、1月4日が特別館内整理日でございます。5日から14日までにかけて、このような形で作業を組んでございます。

休館日の種別の内訳でございますが、都合18日間ということで、条例で定められている年末年始の休館が6日間、それから館内整理日による休館が1日、こちらも条例で定められている休館日でございます。通常休館が1日ございます。この休館に伴いまして、利用者の利便性向上も含めまして、12月と1月の通常の図書整理日を開館することとしまして、これに振りかえて連続して休館するというような、サービス低下を極力招かないような工夫もさせていただきます。そういうことで、臨時休館としては7日ということでございます。

過年度の比較でございますけれども、平成13年度に同様のシステム更新を行ってございます。このときに要した休館日は16日ございました。今回は18日と2日間多く作業日数を要するというところでございますが、これにつきましては下記4点の理由でございます。

更新対象館が4館追加になっているということで、ウィズ新宿、歴史博物館、下落合図書館、漱石山房。それから平成13年度には、ICタグ、それからインターネットの予約、こういったものが導入されていなかったこと。それから、端末台数がほぼ倍増していること。それから、日本十進分類がこのたび大幅に改訂になりまして、約360万件ほどの書誌データの遡及処理をしなければいけないということでございます。

こうした状況を踏まえつつ、利用者への影響を極力考慮して、図書整理日の変更などによって18日間とするものでございます。

次に、西落合図書館でございますけれども、西落合図書館の建物に設置している空調設備が老朽化しているために、既存のガスヒートポンプ式のエアコンを解体撤去して、新設するものでございます。

これにつきましては、天井の解体及び復旧工事が広範囲に及ぶために、1カ月程度の休館を要するものでございます。

なお、この日程につきましては、平成29年度入札によって、工事事業者の決定後に休館期

間を確定するものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、文教子ども家庭委員会に報告をいたします。それから利用者への周知といたしましては、図書館カレンダー、これが2月の下旬ぐらいから配布いたします、それから「広報しんじゅく」、図書館ホームページ、それから図書館全館へのポスター掲示等で周知に努めてまいります。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、報告1について御意見、御質問のある方はお願いいたします。いかがでしょうか。

[発言する者なし]

こうした答弁をしたということでございます。御質問がなければ、報告1の質疑を終了させていただきます。次に報告2について御意見、御質問のある方、よろしくお願いたします。

○羽原委員 参考までに伺います。これは非常にいい措置だと思いますが、3月に実施すると、ケースとしては多くはないかもしれませんが、4月1日付で親の転勤とか、そういった場合があるかと思いますがどうするのでしょうか。

○学校運営課長 今の御質問は支給後に転勤した場合の対応についてのお尋ねかと思えます。

先行している自治体の話を伺いましたが、原則論から言えば返還という話になるかと思えます。しかし、詳細については現在検討しておりますが、困難な経済状況の御家庭ということも踏まえ、支給の時点で要件が整っておりますので、返還については慎重に判断したいと考えております。ただ、返還しない場合、転出先の自治体からも支給を受けるといった二重支給の問題も考えられますので、その辺は連携をとるなり、お知らせの中でしっかり周知しながら進めていければと、今のところ考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御質疑がないようであれば、報告2については、質疑を終了させていただきます。

次に、報告3について御意見、御質問があればよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

これだけ長期の休館となると、利用者からさまざまな意見が寄せられることが予想されま

すが、その点はいかがでしょうか。

○中央図書館長 まず、長期休館に当たっては、事前に十分に周知するという事。また、当然資料の利用については、この期間利用できませんので、それについては休館後に十分答えていくということで対応していきたいと考えております。また、お問い合わせなど電話等で対応できるものについては極力対応していきたいと考えてございます。

○教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問、御意見ございませんようですので、報告3についての質疑を終了いたします。

◆ 報告 4 その他

○教育長 次に報告4、その他ですが、事務局から報告事項があればお願いいたします。

○教育調整課長 特にございませぬ。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。
ありがとうございました。

午後 2時33分閉会